

平成 25 年 4 月 15 日
大臣官房危機管理室
航空局総務課

北朝鮮ミサイル発射等関係情報の取り扱いについて

1. 4月11日、航空交通管理センター（福岡県福岡市）の職員が、職場のパソコンからメールにより北朝鮮のミサイル発射に関する情報を誤って送信する事態が発生したのに続き、4月13日には、大阪航空局（大阪府大阪市）の職員が、官用携帯からメールにより北朝鮮のミサイル発射に関する情報を誤って送信する事態が発生しました。
2. 本日、再発防止策を含む事務次官指示を発出し、省内全官署に伝達致しましたのでお知らせ致します。

【連絡先】

（事務次官からの指示関係）

大臣官房危機管理室

危機管理官 高田（内線 57701）、企画調整官 後藤（内線 57702）

代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8974

（航空局関係）

航空局総務課

企画調整官 松野（内線 48132）

代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8692

平成 25 年 4 月 15 日

北朝鮮ミサイル発射等関係情報の取扱いについて

国土交通事務次官

1. 事案の概要

- (1) 4月11日、航空交通管理センター（福岡）の職員が、職場において、職場のパソコンからメールにより北朝鮮のミサイル発射に関する情報を誤って送信する事態が発生した。この事態発生について、大臣、官房長官への報告に相当の時間を要し、報道対応にはさらに時間を要した。
- (2) 4月13日、大阪航空局（大阪）の職員が、自宅において、官用携帯からメールにより北朝鮮のミサイル発射に関する情報を誤って送信する事態が発生した。この事態発生についても、大臣、官房長官への報告に相当の時間を要し、報道対応にはさらに時間を要した。

2. 事案発生の原因

このように重大な誤発信を繰り返し発生させ、問題発生後に適切な対応ができなかった主な原因は次のとおりであると考えられる。

- (1) 北朝鮮ミサイル発射等に関する情報は、その取扱い如何によって、国家及び国際社会に重大かつ深刻な影響を及ぼしかねず、さらには国民の大きな不安を惹起しかねないものであるにもかかわらず、こうした情報の重要性に対する当省組織及び職員の認識が欠如していたこと。
- (2) (1) の如き重要な情報にもかかわらず、関係官署において、その取扱いを個人に委ね、組織的に対応していなかったこと。
- (3) (1) の如き重要な情報にもかかわらず、関係官署において、トラブル発生時に上司、本省、官邸への連絡を直ちに行う意識・体制がなかったこと。

3. 再発防止策

- (1) 上記のような北朝鮮ミサイル発射等に関する情報の国家、国際社会及び国民に及ぼす影響の重大性に対する組織及び職員の認識を根本的に改める。このため所属長は、本件事案の事実関係を資料配布及び口頭によって必ず全ての関係職員に伝達した上で、事案発生の原因及び再発防止策を周知徹底する。
- (2) 誤情報の発出等の問題を二度と起こさぬよう、個人に頼ることなく、組織として、以下のとおり北朝鮮ミサイル発射等に関する情報の取扱いに万全を期する。
 - ① パソコン、携帯メールを使用して情報を発信する場合には、次のとおりメール本文と宛先を別に管理する措置を講ずる。
 - イ) オフィスのパソコンを使用する場合

宛先を事前に登録せず、送信時に宛先を付加するとともに、ダブルチェックをしてから送信する。

ロ) 休日等に官用携帯を使用する場合

- ▶ 担当者がメール本文を記入し、上司に送信する。
- ▶ 上司は、内容確認のうえ、宛先を付加し、関係者に送信する。

②万が一誤発信等のトラブルを生じた場合には、直ちに上司に報告する。地方支分部局は直ちに本省関係部局に連絡するとともに、併せて地方運輸局等にあつては大臣官房危機管理室に、地方整備局等にあつては水管理・国土保全局防災課災害対策室に連絡する。事実関係等の詳細について確認を要するときには、「詳細は確認中」等と明示の上、取り急ぎ第一報を入れる。

(3) 重要事項の連絡については、連絡体制を再度確認し、漏れの無いよう確実に行う。

(4) プレスへの対応は、迅速かつ的確に行う。

4. 周知及び報告

(1) 周知

上記については、3(1)のとおり、資料配布と口頭伝達により、所属長から全ての関係職員に対して十分な周知を行う。

(2) 報告

- ① 地方支分部局の長は、上記周知の状況及び結果を明朝10時までに本省関係部局に報告する。本省では大臣官房危機管理室に情報を集約する。
- ② 地方支分部局の長は、本件に関して講じた措置について、本省関係部局に報告する。本省では大臣官房危機管理室に情報を集約する。

【本件事案の事実関係 1】

平成25年4月12日

航 空 局

北朝鮮ミサイルの発射情報の誤発信に係る対応について（速報）

1. 概要

平成25年4月11日（木）17時頃、航空局（航空交通管理センター）において、北朝鮮のミサイル発射に関する誤情報を流す事態が発生。事態の発生について官房長官への報告に2時間程度、報道対応に更に1時間程度を要した。

2. 当日の対応

16：59ころ 事案発生

17：30ころ～省内説明

18：50ころ 官房長官秘書官に電話連絡

18：55ころ 総理秘書官に電話連絡

20：08ころ プレスリリース

【本件事案の事実関係2】

平成25年4月14日

航空局

事案発生から本省報告までの動きについて（速報）

4月13日

5:33 近畿地方に地震発生

5:33 緊急地震速報メール受信

5:33 A係長が緊急地震速報メールを閉じるため携帯のホールドボタンを押した際、付近のボタンに無意識に数回触れてしまったためミサイル発射メールを誤送信

【内容】

「各空港等担当者様

先ほど、北朝鮮のミサイルが発射されました。

空港の状況を確認し、被害がある場合は発射後15分以内の報告をお願いします。なお、被害がない場合は、報告しないで下さい。（メールが集中すると、受信障害の恐れがあります。）」

5:34 本省安全企画課危機管理係長からA係長に対して電話にて地震に伴う被害状況の確認依頼。

5:37 A係長は、電話終了後、取り消しメール作成開始

5:39 A係長が、ミサイル発射情報取り消しメールを関係機関に送信

【内容】

「大変申し訳ございません。先ほどのメールは誤報です。」

5:39 A係長が電話にて伊丹空港運航情報官に被害状況の確認依頼。

5:42 A係長が電話にて関西空港運航情報官に被害状況の確認依頼。

5:44 B課長補佐から電話にてA係長に地震に伴う被害状況の確認依頼。

5:46 A係長が、電話にて神戸空港管理事務所担当者の携帯電話に連絡するも連絡とれず。

5:48 A係長が、電話にて神戸空港管理事務所の請負警備員に被害状況を確認依頼。

5:48 関西空港事務所から電話にてA係長に被害報告。

- 5 : 5 0 A 係長が電話にて徳島空港事務所担当者に被害状況の確認依頼。
- 5 : 5 2 A 係長が、電話にて高松空港事務所担当者に被害状況の確認依頼。
- 5 : 5 2 徳島空港事務所担当者から電話にて A 係長に被害報告。
- 5 : 5 3 伊丹空港事務所から電話にて A 係長に被害状況の連絡あり。
- 5 : 5 3 B 課長補佐から電話にて A 係長に関西空港の対応状況について連絡あり。
- 5 : 5 4 A 係長が、電話にて岡山空港管理事務所担当者の携帯電話に連絡するも連絡が取れず。
- 5 : 5 5 A 係長が、電話にて中部空港事務所運航情報官に被害状況を確認。
- 5 : 5 7 A 係長が、電話にて南紀白浜空港管理事務所担当者の携帯電話に連絡するも連絡がとれず。
- 5 : 5 9 A 係長が、電話にて岡山空港管理事務所担当者に被害状況の確認依頼。
- 6 : 0 0 A 係長が、電話にて本省安全企画課危機管理係長に被害状況の中間報告。
- 6 : 0 0 B 課長補佐から徳島空港事務所主任保安専門官へ電話連絡し、空港の状況について確認し報告するよう指示。
- 6 : 0 2 B 課長補佐から関西空港事務所総務課長へ電話連絡し、空港の状況を確認。(現在、二本の滑走路点検中。その他詳細は不明。)
- 6 : 0 2 A 係長が、大阪航空局幹部への中間報告のためメール作成。
- 6 : 0 3 徳島空港事務所主任保安専門官から B 課長補佐へ電話にて空港の状況を報告。(巡回警備員に対し、空港内パトロールし被害状況について点検を指示)
- 6 : 0 3 A 係長が、電話にて南紀白浜空港管理事務所担当者に被害状況の確認
- 6 : 0 4 B 課長補佐から大阪航空局内幹部及び本省安全企画課(危機管理係長、専門官、危機管理官)へ被害状況をメール送信。(関西国際空港においては二本の滑走路を点検中、徳島空港については巡回警備員により場周を巡回点検中)
- 6 : 0 4 C 課長が登庁
- 6 : 0 5 A 係長から大阪航空局内幹部へメール送信(伊丹、関西、徳島は被害なし。高松、神戸は確認中。南紀白浜、岡山は連絡中。)
- 6 : 0 6 C 課長が安対課内設置の安全推進ネットワーク起動。

- 6 : 0 6 A 係長から、電話にて B 課長補佐へ徳島と関西の状況を報告。
- 6 : 0 6 A 係長が、登庁準備。
- 6 : 1 0 D 局長が登庁。
- 6 : 1 9 関西空港事務所総務課長から B 課長補佐へ電話にて状況を報告。
(B 滑走路点検を終了し、異常無し。 A 滑走路については引き続き点検中。庁舎・電源施設等についても異常無し)
- 6 : 2 0 ~ C 課長が安全推進ネットワークにより、被害情報未確認の空港
(高松など) の状況を空港設置カメラの画像にて映像確認。
- 6 : 2 2 A 係長が、自宅を出発するため自家用車に乗り込み、その時点で、電話にて、C 課長に被害状況及びミサイル発射メールの誤送信について報告。
- 6 : 2 2 誤送信について、C 課長から D 局長へ報告。
- 6 : 2 5 E 課長補佐が登庁。
- 6 : 2 6 安全推進ネットワークにより映像確認中の D 局長と C 課長に E 課長補佐合流。
- 6 : 2 7 E 課長補佐が地震被害情報の収集作業中の状況を確認。
- 6 : 2 7 関西空港事務所総務課長から B 課長補佐へ電話にて状況を報告。
(A 滑走路点検終了し、間もなくオープン予定)
- 6 : 2 8 A 係長が、電話にて本省安全企画課専門官に被害状況の中間報告。
- 6 : 2 9 神戸空港管理事務所担当者から A 係長に電話にて、被害状況の確認をしている旨の連絡有り
- 6 : 3 0 本省安全企画課専門官から A 係長に、電話にて但馬空港、岡山空港の被害状況について問い合わせ有り。
- 6 : 3 1 E 課長補佐が空港被害時系列表を作成し、安全推進ネットワークで映像確認中の D 局長、C 課長へ手渡し。
- 6 : 3 6 F 専門官が登庁
- 6 : 3 7 A 係長が、電話にて本省安全企画課専門官に被害状況の中間報告。
- 6 : 4 0 高松空港事務所から電話にて A 係長に被害状況の中間報告。
- 6 : 4 3 関西空港事務所総務課長から B 課長補佐へ電話にて状況を報告。
(A、B 滑走路ともに点検結果異常無しで 6 : 3 0 オープン)
- 6 : 4 4 土木建築課長が安対課へ来て、高松空港基本施設異常なしの報告を行う。
- 6 : 4 5 神戸空港出張所長から C 課長へ電話にて被害状況を確認している旨の連絡あり。

- 6 : 4 5 E 課長補佐が空港被害時系列表を作成し、D 局長と C 課長へ手渡し。
- 6 : 4 7 B 課長補佐から電話にて A 係長へ関西空港の状況を連絡。
- 6 : 4 7 A 係長が、電話にて但馬空港管理事務所の担当者に連絡するも連絡が取れず。
- 6 : 4 9 神戸空港出張所長から C 課長へ電話にて被害無しの報告。
- 6 : 4 9 A 係長が、電話にて本省安全企画課専門官に被害状況の中間報告。
- 6 : 5 0 E 課長補佐が空港被害時系列表作成し、D 局長、C 課長へ手渡し。
- 6 : 5 0 B 課長補佐が、近畿圏電車運転見合わせの TV 情報を入手し、車にて登庁開始。
- 6 : 5 5 高松空港主任保安専門官から E 課長補佐へ電話にて被害無しの報告。
- 6 : 5 5 A 係長が、電話にて F 専門官に但馬空港の被害状況を確認するよう依頼。
- 6 : 5 6 E 課長補佐が空港被害時系列表作成し、D 局長、C 課長へ手渡し。
- 7 : 0 0 神戸空港出張所長から C 課長へ電話にて安否確認終了の報告。
- 7 : 0 2 A 係長が、電話にて本省安全企画課専門官に被害状況の中間報告。
- 7 : 0 4 F 専門官が但馬空港管理事務所へ電話連絡し、被害なしを確認。
- 7 : 0 5 E 課長補佐が空港被害時系列表を作成し、D 局長、C 課長へ手渡し。
- 7 : 0 8 八尾空港事務所主査から C 課長へ電話にて被害無しの報告。
- 7 : 1 4 E 課長補佐から岡山空港出張所へ電話連絡するも連絡とれず。
- 7 : 1 8 E 課長補佐から岡山空港出張所長へ電話連絡し被害なしを確認。
- 7 : 1 9 A 係長が、電話にて本省安全企画課専門官に被害状況の中間報告。
- 7 : 2 0 E 課長補佐が空港被害時系列表を作成し、D 局長、C 課長へ手渡し。
- 7 : 2 1 A 係長が、電話にて本省安全企画課専門官に被害状況の中間報告。
- 7 : 2 3 北九州空港事務所長から F 専門官へ電話にて「誤送信により出発便が一時待機した」旨連絡あり。
C 課長が北九州空港事務所に対して事実確認開始。

- 7 : 2 8 E 課長補佐が、南紀白浜空港の所長の携帯へ電話連絡し被害無し確認
- 7 : 2 9 E 課長補佐が空港被害時系列表を作成し、D 局長、C 課長へ手渡し。
- 7 : 3 0 C 課長が、A 係長にミサイル発射誤送信メールの事実確認のため電話連絡したが、運転中であるため登庁後に対応することとした。
- 7 : 3 3 E 課長補佐が各空港の被害取りまとめ表を作成。
- 7 : 4 0 B 課長補佐が登庁。
- 7 : 4 2 各空港の地震被害情報の確認が完了。
- 7 : 4 2 A 係長が登庁。
- 7 : 4 3 C 課長から A 係長へ事実確認を実施。(携帯メール発信等を実際に確認)
- 7 : 4 5 E 課長補佐、B 課長補佐、F 専門官が、分担し北朝鮮ミサイル発射の誤報メール送信先の全機関へ電話にて確認。
- 7 : 4 5 A 係長が、電話にてミサイル発射誤送信メールの送信先に他機関に転送していないかの確認と謝罪の連絡を実施。
- 7 : 5 0 A 係長が、電話にて本省安全企画課危機管理係長にミサイル発射誤送信について報告。